

テーマ

介護から介護福祉(学) への探求

横山 孝子



介護の専門職として、介護福祉士が資格化（「社会福祉士及び介護福祉士法」1987年制定）されて20年を迎えようとする今、介護をめぐる社会状況や福祉ニーズは大きく変化してきた。それは、加速する高齢化や核家族化、また女性の就業率の増加等を背景に制定にいたった介護保険法制下にみられるように、今日では認知症や寝たきり等、疾病構造の変化により重介護を要する高齢者の増加が著しく、介護福祉士の役割の拡大、質の向上、他職種との連携・協働等、介護の高い専門性が求められている。

従来、介護は“寮母”と称される、社会福祉に関する知識や経験がなく資格のない中高年の主婦を中心に担われてきた。寮母は、救護法（1929年）に規定された救護施設としての養老院を源流とする老人福祉法（1963年）制下の養護老人ホーム・特別養護老人ホーム

という施設における直接処遇職員の中心として位置づけられ、法令上は寮母の資格について全く要件が定められないまま、実質的には老人介護の中心的役割を果たしてきた。他方、在宅サービスの中核となるホームヘルパーについては、“家庭奉仕員”という名称で「老人の家庭を訪問して老人の日常生活上の世話をを行う者」と定義づけ、主として家事援助サービスを担うものとして位置づけられてきた。このような状況の中で、介護福祉士という介護の専門職が創設され資格化された。介護福祉士資格は、介護を家族の問題としてだけでなく社会にとって構造的な対応を迫られる緊急課題として位置づけ、超高齢化社会における介護の担い手を確保することの社会的必要性から必然性をもって生まれた国家資格である。「介護」という営みは、私的・個人的レベルから、他人が介護活動に参加・介入するという新しい介護の形態、つまり介護の社会化を進めざるを得ない状況となったのである。

資格法において介護福祉士とは、「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（第2条第2項）と定義している。介護福祉士の資

格を取得するには、①厚生労働省指定の養成施設を卒業する「養成施設ルート」、②3年間の実務経験を経た後に国家試験に合格する「実務経験ルート」、③厚労省が指定する科目を履修する福祉系高校を卒業し、国家試験に合格する「福祉系高校ルート」がある。介護福祉士資格登録者（平成18年1月現在約47万人）の6割が、介護等の業務に3年以上従事（第40条第2項第1号）して介護福祉士試験を受験、合格した実務経験ルート者で占められている。資格法では、「専門的知識及び技術をもって」と謳われているが、「介護等の業務の範囲」として示されている要件は多様で28事業種類に上り、介護の専門職としての知識、技術を習得できているとみなせるかは疑問である。一方、養成課程カリキュラムは、2年課程を主軸に1650時間（資格法創設時1500時間）で構成されている。これは、社会福祉構造改革（2000年）の利用者本位の利用制度への転換、社会福祉事業の推進、地域福祉の充実と並んで、質の高い福祉サービスの拡充を図ることの柱を受けて、その担い手となる介護福祉士の資質の向上を図る観点から制度の見直しがなされたものである。社会福祉構造改革に伴う介護福祉サービスとしての自立支援とは、従来の身体を清潔に保ち、食事や入浴等の面倒をみるといった“世話”にとどまるのではなく、利用者が地域社会の一

員として自分の生活を楽しむことができるような自立した生活の実現を積極的に支援することを理念とする。資格法に謳われた「日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い」という日常生活動作の支援ではなく、その人らしい生活支援を専門とする介護福祉士養成でなければならない。そのためには、人間そのものの理解、生活の理解というように、人の生活に関連する諸科学（学際性）を基盤とする介護福祉学の構築が望まれる。そのような教育カリキュラムによる養成によって、介護保険法において初めて導入されたサービス提供システム、ケアマネジメントを担う能力が育成され、今日、介護福祉士に求められている生活支援専門職、対人援助専門職としての能力が培われるものと考えられる。

現行カリキュラムと今日的福祉ニーズとの間には、その育成の任にある者を呆然とさせる程に乖離したものに映る。それでも現に目の前にいる学生たちに何ができるのか、萎えそうになる情熱を奮い立たせ、「介護から介護福祉へ」と、介護福祉士の教育は如何にあればよいのか、もがいている。

（本研究所研究員 介護福祉）